

出産で仕事を休んで給料が 支払われないとき ～出産手当金制度～

妊娠や出産で長期間仕事を休むと、
給料が支払われなくなり
生活費に困ることがあります



鶉飼さん



しかし「**出産手当金**」を
請求すれば、生活補償として
手当金が健康保険より
支給されます。

「**出産手当金**」は加入している各健康保険の
窓口申請書を郵送することで請求できます。
協会けんぽの保険証をお持ちの方は
Webサイトから申請書をダウンロード
して印刷してください。

申請書に病院や勤務先の証明を受けた上で、
加入している協会の都道府県支部に郵送してください。
後日手当金が指定の口座に振り込まれます。

鶉飼さん



出産で仕事を休んで 給料が 支払われないとき



【対象者】

出産のため仕事を休み、
かつその間の給与を受け取っていない被保険者

【手続き方法】

協会けんぽWebサイトから印刷した申請書に記入し、
郵送する

【支給金額】

- ・直近12か月の給与※を平均した額の2/3
(※勤務先が社会保険に申請している給与総額。
手取り金額とは一致しません。)
- ・産前42日間+産後56日間

【振り込み先】

被保険者名義の口座

【注意事項】

- ①「病院」で申請書に「出産の事実の証明」を受ける必要があります
- ②「勤務先」で申請書に「休業し給与が支払われていないことの証明」を受ける必要があります